

## 2023 年度 保険金等のお支払い状況

2023 年度の保険金等の支払件数、支払非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

### 1. 2023 年度 保険金等のお支払状況について

#### 保険金等の支払件数、支払非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	3	0	0	0	3	0	119	59	0	39	217	220
重大事由による解除	0	0	0	0	0	0	888	3	0	6	897	897
免責事由に該当	20	0	0	0	20	0	7	4	0	0	11	31
支払事由に非該当	0	0	12	0	12	0	436	3,088	0	557	4,081	4,093
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	23	0	12	0	35	0	1,450	3,154	0	602	5,206	5,241
お支払件数合計	427	0	96	176	699	0	140,861	95,096	0	33,624	269,581	270,280

注 1) 生命保険協会にて策定した基準に則って支払件数、支払非該当件数を計上しております。

※高度障害状態による保険料払込免除については、保険金：高度障害保険金の支払件数に計上しております。

※がん等の特定疾病を対象とした保険料払込免除については、給付金：その他の支払件数に計上しております。

注 2) 上表における支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

## 2. 保険金等のお支払契約ならびにお支払非該当契約の具体的事例について（2023 年度）

### 【お支払・お支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払	疾病入院給付金 入院一時給付金 短期継続入院・在宅療養収入 サポート給付金	責任開始期以降に「子宮頸部高度異形成」により入院、その後当社所定の在宅療養をされたお客さまです。入院・在宅療養状態が14日以上であり、疾病入院給付金、入院一時給付金、短期継続入院・在宅療養収入サポート給付金をお支払いいたしました。
支払	手術給付金 特定女性疾病通院治療給付金	責任開始期以降に「子宮頸管ポリープ」と診断されたお客さまです。外来で手術をされており、手術給付金、特定女性疾病通院治療給付金をお支払いいたしました。
保険料 払込免除	特定3疾病保険料払込免除 特約(21)Ⅱ型による 保険料払込免除	責任開始期以降に「不安定狭心症」と診断されたお客さまです。被保険者が保険料払込期間中に入院をされたため、以後の保険料の払い込みが免除となりました。

事由	種類	事案概要
支払事由に非該当	特定損傷給付金	不慮の事故により靭帯が断裂した状態と診断されたお客さまです。約款に定める靭帯の断裂とは、靭帯が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネ等による固定または靭帯断裂縫合術もしくは靭断裂形成手術（関節鏡下によるものを含みます）を要するものとされていますが、約款に定める固定や手術を受けていなかったため特定損傷給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反による解除	疾病入院給付金 入院一時給付金 手術給付金 放射線治療給付金	「乳がん」により入院・手術・放射線治療をされたお客さまです。医療終身保険（無解約返戻金型）(20)に加入されており、告知前3か月以内に検査を受け、乳房腫瘍と診断、病名を告知されていることが判明しましたが、ご契約当時正しく告知をいただいております。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、給付金をお支払いできませんでした。

### 3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

#### 【2023年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	0件	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上